

# 戸籍や住民票の不正取得を防ぐための 『本人通知制度』登録のご案内

「本人通知制度」とは、戸籍謄本（全部事項証明書）や本籍の記載のある住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付したときに、あらかじめ登録している本人にその事実を通知する制度です。

戸籍や住民票が、第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知され、多くの方に登録いただくことで、不正取得に対する抑止効果が高まり、委任状の偽造や不必要的身元調査等の未然防止につながります。

## 1. 登録できる方

- ・春日部市に住民登録している方 または 本籍地が春日部市の方  
※埼玉県内では全市町村で本人通知制度を実施しています。春日部市に住所・本籍のない方については、住所又は本籍のある市町村へお問合せください。

## 2. 登録手続き

- 春日部市本人通知制度登録申込書に次のものを添えて申請してください。
- (1) 本人申請の場合…本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証など）
  - (2) 代理人の場合……代理人の本人確認書類のほか、次のもの。
    - ①法定代理人の場合⇒戸籍謄本や法定代理人の資格を証する書類の提示  
※未成年の父母が法定代理人として申請する場合で、市内に本籍のある方は添付書類不要です。
    - ②法定代理人以外の場合⇒委任状の提出

## 3. 手続の窓口

- ・市民課、武里出張所、または 庄和総合支所市民窓口担当

## 4. 通知の対象となる証明書

- ・本籍が記載された住民票の写し、住民票除票の写し及び住民票記載事項証明
- ・戸籍の附票の写し及び除籍の附票の写し
- ・戸籍謄本（全部事項証明書）・戸籍抄本（一部事項証明書）
- ・戸籍記載事項証明書及び除籍記載事項証明書

## 5. 交付事実のお知らせは、本人等以外の第三者からの請求により、上記に該当する証明書が交付された場合に、通知します。

### ◆本人等とは？

- ・住民票においては、本人及び本人と同一世帯に属する者をいいます。
- ・戸籍においては、戸籍に記載のある者、その配偶者、直系尊属、直系卑属をいいます。

### ◆第三者とは？

- ・本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者で、本人の代理人も含みます。

### ◆通知の内容は？

- ・交付年月日、交付した証明書の種類・通数、交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

### ◆通知の対象とならないもの

- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士からの紛争処理や解決手続きについての代理業務に係る請求や、密行性が求められる理由による交付
- ・マイナンバーカード等によるコンビニエンスストアでの交付

## 6. 登録内容に変更があった場合は、届出が必要です。

- ◆住所・本籍が変わったときや、婚姻・養子縁組等により氏名が変わったときなど、登録した内容に変更があった場合は、速やかに変更の届出をしてください。